

地域未来投資促進法に基づく「兵庫県明石市基本計画(素案)」及び「準則を定める条例(案)」(概要)についての市民説明会(結果)

1 実施日時等

- ・1回目 日時：2024年(令和6年)10月4日(金) 18時30分～
場所：南二見会館
- ・2回目 日時：2024年(令和6年)10月5日(土) 15時00分～
場所：二見市民センター

2 参加人数

- ・1回目：15人
- ・2回目：2人

3 質問・意見の概要と市の考え方

当日の質問・意見の概要と市の考え方は以下のとおりです。

※頂きましたご質問・ご意見については、趣旨を損なわないように要約しています。

質問・意見の概要	市の考え方
㊦緑地面積率等の更なる基準緩和が実施された後でも、工場立地法による変更届出は必要なのか。	㊦基準緩和後も、特定工場の生産施設面積や緑地面積等の変更に際しては、工場立地法に基づく変更届出が必要となります。
㊧今後のスケジュールについて教えてほしい。 ㊨基本計画の期間が「計画同意の日から令和11年度末日まで」となっているが、期間の延長はできるのか。	㊧現在、基本計画について、兵庫県及び近畿経済産業局と協議中です。 今後の日程は、 令和6年10月:国との基本計画の協議開始 令和6年12月:国による基本計画への同意 令和7年 3月:準則条例案の議会への上程 令和7年 4月:(議会承認後)準則条例の施行となっています。 ㊨計画期間終了までに、改めて国(経済産業大臣)からの同意を得ることによって、計画期間を延長することが可能となります。